

墨田区
子ども読書活動推進計画

平成 17 年 3 月

墨田区教育委員会

はじめに

日本では、テレビゲームや携帯電話、パソコン・インターネットなどの普及が著しく、子どもが読書をする時間が極端に低下してきています。そのため、子どもたちの学力低下や内面形成の遅れなどへの影響が非常に危惧されているところです。

これを裏付けるように、平成15年に経済協力開発機構（OECD）が行った国際的な学習到達度調査においては、日本の子どもの「読解力」（文章や図表を理解して利用し、熟考する能力）が、前回（平成12年）から大幅に下がり、参加国の平均レベルまで低下したことが発表されています。

読書は、読解力のみならず、豊かな感性や情操を養い、また幅広い知識を系統的に獲得することに不可欠のものであり、特に、子どもにとっては、言葉を学び、表現力を高め、想像力を豊かにします。その結果、学力の向上をはじめ、人生をより良く生きる力を身に付けていくための重要な営みとなります。

今、そうした読書の意義と効用を再認識し、子どもたちが読書活動を積極的に行っていけるように、さまざまな環境づくりをしていくことが大切になっています。

「墨田区子ども読書活動推進計画」は、上記のような考え方に基づき、平成13年に国が定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、墨田区の地域の子どもたちのための、読書活動推進の施策の方向性や取組みを示した計画です。

墨田区教育委員会といたしましては、この計画に基づき、家庭・地域・学校を通じて、多くの区民の皆様方と連携・協働しながら、子どもたちの読書が活発に行われていくように、読書推進に取り組んで参ります。

墨田区教育委員会

目 次

第1章 基本方針	1
第1 計画策定の背景	1
第2 国・都の動向	2
第3 墨田区の現状	3
第4 子どもと読書	4
第2章 基本的な考え方	5
第1 計画の性格	5
第2 計画の目標	5
1 子どもの読書環境の充実	
2 地域社会における読書活動推進体制の充実	
3 子どもの読書活動を推進するための人材育成と民間活力の導入	
4 子どもの読書活動に関する理解の促進	
第3 計画の期間	6
第3章 推進のための具体的な取組	7
第1 家庭・地域等	7
第2 学 校	11
第3 施設・設備の充実	13
第4 関係機関等の連携	14
第5 広報・啓発等	15
計画事業一覧	17
資料編	21
「墨田区子ども読書活動推進計画」策定委員会名簿	36
「墨田区子ども読書活動推進計画」策定の過程と検討経過	37

第1章 基本方針

第1 計画策定の背景

近年、テレビ、ビデオ、インターネットなどの様々な情報メディアが発達し、その急激な普及によって子どもの生活環境は大きく変化しています。これらの情報メディアの浸透は、乳幼児の生活にも大きな影響を及ぼし、子守りがわりにテレビやビデオが利用されるようになっています。そのため、親子の会話が少なくなり、コミュニケーション手段としての言葉の獲得が遅れたり、子どもの読書習慣の形成が妨げられ、「読書離れ」が進むなどの傾向にあります。

本来的な言葉の獲得の遅滞や読書習慣の減少は、情緒面での発達に影響を及ぼすばかりか、人の話をしっかりと聞く習慣、じっくりとものを考える力、根気・集中力の欠如の要因ともなりかねません。

また、少子化や核家族化などの社会環境に加え、地域との繋がり希薄化、学歴の偏重、家庭の教育力の低下なども、子どもの情操面の発達に少なからずよくない影響を与えています。さらに、いじめ、登校拒否、ひきこもり、少年犯罪の増加・低年齢化など、小学生から高校生に至るまでの子どもを取り巻く諸問題が社会の中で深刻化している現状で、子どもの成長過程、特に心の問題には、読書や適切な情報の提供が不可欠です。

特に中高校生の読書離れは深刻化しています。経済協力開発機構（OECD）が2000年（平成12年）、加盟国など27カ国の15歳を対象に行った読書傾向調査によると、日本では小説など長く複雑な文章を読む生徒の割合が3.0%（各国平均22.2%）と調査対象国の中で最も低く、逆に漫画や雑誌、新聞など短く難易度の低い文章を読む生徒の割合が74.4%（各国平均28.3%）と最多、という結果が出ています。また平成14年5月に行われた調査（社団法人全国学校図書館協議会による）によれば、児童生徒の1か月の平均読書冊数は、小学生が7.5冊、中学生が2.5冊、高校生が1.5冊、また、1冊も読まなかった子どもたちの割合は小学生9%、中学生33%、高校生56%となっており、中学校以降極端に読書量が減少しています。

この時期は、大人になるための準備期間として重要な位置を占めています。この時期に出会う本はその後の人生に多大な影響を及ぼすと言っても過言ではありません。中高校生の読書量の激減は、そのような感性を磨き育む機会の減少とも言えます。

「子どもの読書活動」は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

子どもは、社会の未来を担う大切な「原石」です。その原石を、計り知れない価値を持つ読書を通じて、家庭や地域、学校や関係機関が一体となって、何よりも「ひと」と「ひと」との繋がりによって磨き、育んでいくことが重要です。また子どもの健やかな成長のためには、自ら積極的に読書に親しむ意欲を養うことも大切です。

墨田区では、このような視点から、すべての子どもが自主的に読書活動に親しめるよう積極的に環境を整備し、かつ子どもの読書活動を推進することを目的に計画を策定するものです。

本計画は、すべての子どもたちが、読書によって素晴らしい世界をたくさん発見し、心の体力をつけ、潤いのある人生を歩める糧となるよう計画を定め、支援するものです。

第2 国・都の動向

平成 11 年 8 月、国会において、子どもの読書活動を国を挙げて支援することとし、平成 12 年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされました。また、平成 12 年 5 月には国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が開館しました。

さらに、平成 13 年 12 月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的として制定されたものです。

この法律に基づき、国では平成 14 年 8 月、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう積極的に環境整備を推進することを基本理念として、おおむね 5 年間にわたる施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が定められました。

東京都では平成 15 年 3 月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受け、同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、子どもの読書活動の意義と今後の都における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組みを示した「東京都子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画は、平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間の期間を定めて、都民一人ひとりが子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことができるよう、家庭、地域、学校のそれぞれが果たす役割を示すとともに、都が広域的に実施する

「東京都の取組」、区市町村が子どもや大人に対して直接的に実施することを期待した「区市町村に期待される取組」として明らかにしています。

第3 墨田区の現状

平成 16 年 7 月に墨田区立図書館が行った児童図書蔵書数等の調査によると、現在、区内の小中学校・幼稚園、児童施設等（以下「学校・施設等」という。）には約 47 万 3,000 冊の児童図書の蔵書があります。内訳は、区立小学校が約 21 万 9,000 冊、区立中学校が約 8 万 2,000 冊、区立幼稚園が約 1 万 7,000 冊、区立保育園が約 6,700 冊、区立児童館・社会福祉会館が約 5 万 5,000 冊のほか、私立中学校が約 8 万 4,000 冊、私立幼稚園が約 2,200 冊、私立保育園が約 7,600 冊となっています。

また、学校・施設等ではその 75%が、朝の読書活動、ボランティア等による読み聞かせ、家庭における読書活動の啓発など何らかの読書推進活動を行っています。しかし一方において、区立図書館の積極的な活用や団体貸出サービス、リサイクルブック市などの利用による蔵書不足の補充に努めたり、さらにはブックトーク（注）を一層充実させることなどへの期待も高まっています。

なお、平成 16 年度当初、墨田区立図書館 5 館では、約 20 万 7,000 冊の児童図書の蔵書があります。また、図書館に準じて、図書館と一体的に運営されているコミュニティ会館図書室 3 室でも、約 6 万 7,000 冊の児童図書があり、合わせて約 27 万 5,000 冊の児童図書が、日々区民の方々の利用に供されています。

そうした中、墨田区の図書館・図書室における児童書、特に絵本の貸出冊数は、最近、全館で着実に増えています。区立図書館等では、平成 15 年 4 月から、向島・本所の両保健センターで行われる 3・4 か月児健診時に、図書館の職員が出席して保護者等に絵本の読み聞かせについて啓発活動を始めました。その結果、平成 15 年度の絵本の貸出冊数は前年より 12%も増えるなど、効果が現れています。実際、各図書館には今まではそれほど見られなかった、乳児をベビーカーで連れて訪れる若い保護者の姿が目立つようになり、また乳児向けの絵本に関する質問等も多くなっています。

また、調べ学習や体験学習等を通じて、学校と図書館との連携が強まっているため、児童書全体の貸出冊数でも平成 14 年度には 12%、15 年度には 10%と、それぞれ前年より伸びています。

このように、区内において、絵本や児童書の世界は着々と広がっています。

（注）テーマを決めてお話をしながら本の紹介をしたり、読み聞かせをしたりすること。

第4 子どもと読書

子どもは幼児期から児童期にかけて、自ら「文字を読む・書く」ことを始めるようになり、その中で情緒の発達も起こってきます。絵本や物語を読む中で、話がわからなければ中断して聞いたり、内容を振り返ってみたり、考えたり、話を膨らませたりすることで、その能力はより発達していきます。この時期の子どもはまるでスポンジのように知識を吸収し、かつ自立心や判断力を高めていきます。

ところが巷^{ちまた}にあふれているテレビやビデオ、CDなどでは、本とは異なり、言葉や映像、音などの情報が一方的に流れるだけで、そこに子どもが口をはさんだり、立ち止まってじっくり考えたり、想像したりすることはなかなか困難です。一見集中しているように見えるのは、内容を理解しようとしているというより、画面から次々と現れる映像や音に熱中しているだけで、特に乳幼児の時期には、こうしたメディアから本来の言葉を身につけることは難しいと言われています。

情報伝達技術がいかに進んでも、本の存在は、子どもにとって重要です。

読み聞かせによって、子どもは聞く力や集中力を高め、心を耕し、豊かにします。物語は「ひと」と「ひと」との間に介在し、例えば親から子へと行われる読み聞かせによってコミュニケーションを深めながら、思考や感性のもととなる言葉や愛情などを育みます。

こうした乳幼児からの読み聞かせの習慣が、小学生の頃からの自主的な読書へとつながっていきます。読書によって、子どもは空想（物語）と現実の間を自由に行き来し、主人公や登場人物に共感し、好奇心を満たし、物語から愛や悲しみなど数多くのことを学んでいきます。そしてそれらが中学生、高校生へとより高度に成長していくための基礎となります。

豊かな体験は、豊かな言葉や心を育み、充実した人生の土台となります。

このように、子どもの発達にとって、本は大切な道具です。読書は決して何かを覚えさせるためだけのものではありません。

そのような観点に立ち、区では、国や都の施策を受け、体系的にかつ計画的な方策を明らかにし、区内のすべての子どもたちに読書の楽しさ、大切さを広げていきます。

第2章 基本的な考え方

第1 計画の性格

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定による計画であり、本区における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示し、子どもの読書活動を計画的に推進する際の基本とするものです。

第2 計画の目標

1. 子どもの読書環境の充実

墨田区の子どもの読書活動を推進するため、家庭・地域・学校において、子どもが本に触れたり読書に親しんだりする機会を積極的に提供し、子どもの読書環境を充実させます。また、読書環境の整備によって、子どもが自ら読書活動を行えるよう促すとともに、子どもの読書量や図書館利用率なども向上するように努めていきます。さらに、子どもが自ら積極的に読書に親しむ姿勢を養うことができるような環境作りをします。

2. 地域社会における読書活動推進体制の充実

地域社会全体で子どもの読書活動を支えていくため、区立図書館を中心に関係機関がさらに連携・協力を強め、人的交流や事業の充実などを図っていきます。また、地域のボランティアなどとの連携・協働の機会を推進します。

3. 子どもの読書活動を推進するための人材育成と民間活力の導入

従来の読書活動を充実させるとともに、読書活動の新たな試みを実現するため、子どもの読書活動に関わる地域人材を育成し、地域における読書活動の担い手の充実に努めます。また、子どもの読書活動に関わる関係者の懇談会や研修等、地域人材の意欲の向上や専門性の育成・向上を目指します。さらに、民間企業やボランティア等民間活力の導入を視野に入れた計画の推進を図ります。

4. 子どもの読書活動に関する理解の促進

子どもの読書活動の意義について、保護者等に対し積極的に啓発事業を行い、理解と関心を深めていきます。また、読書活動に関する情報提供や、子どもを支える保護者等への支援を通じ、子どもの読書活動を推進します。

第3 計画の期間

本計画の実施期間は、5年間（平成17年度から平成21年度まで）とします。

第3章 推進のための具体的な取組

第1 家庭・地域等

家庭や地域においては、子どもが多くの本と出会う機会と環境を作り出すことにより、本に親しみ、読書の楽しみを体験し、家族をはじめ親しい人々、地域の人々などとその喜びを共感することが大切です。

読書活動の大切さについて、子どもだけでなく、保護者や地域の方々に対する働きかけを積極的に進め、区立図書館をはじめとする地域の関係機関が連携しながら読書活動の環境を整備する必要があります。

1. 家庭における読書活動の支援

図書館において家庭での読み聞かせに適した絵本を紹介していきます。また、墨田区版のブックスタート事業（※1）として実施している「おひざでえほん」事業（※2）の充実等を通じて、子育てにおける絵本の読み聞かせの重要性を啓発していきます。さらに、図書を気軽に手に取ることができる地域文庫・家庭文庫における児童図書等の充実を支援していきます。

※ 1 子どもと保護者等が、肌のぬくもりを感じながらことばと心を通わす、そのかけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援する全国的な運動です。

※ 2 区立図書館では、赤ちゃん用の絵本を紹介した冊子「おひざでえほん」を作成し、絵本とともに区内の保健センターでの乳児健診時に母親等に配布することで、乳幼児からの絵本読み聞かせの重要性を啓発するとともにそのきっかけづくりをしています。

2. 保護者等への意識啓発

子どもの読書活動を広げるには、保護者自身がまず読書する習慣を身につけ、読書に興味を持ち、その大切さを認識する必要があります。そこで、図書館をはじめ両親大学、母親学級等の事業の機会に、保護者等へ読書の推進と啓発を行い、かつ家庭における読書活動の大切さを伝えていきます。また読書活動に関する相談体制を充実させていきます。

3. 読書のきっかけづくり事業の推進

本や物語などに親しみを持ってもらうためのきっかけづくりとして、図書館をはじめ保育園、幼稚園、児童館、子育て相談センター等において、お話会、ブックトーク、人形劇、工作会等を積極的に行っていきます。

4. 児童図書等の再利用の推進

リサイクルブック市（※3）を充実し、有効に活用することで、児童施設や子育て

て相談センター等へ再配布するなど、児童図書等の再利用を推進します。また家庭や施設等において不要になった児童図書等の寄贈をしやすい仕組みづくりを行っていきます。

※ 3 毎年1回、区内の図書館・コミュニティ会館図書室で不要となった図書約2万点を無料で区民や公共施設等に提供しています。

5. 地域人材の育成

地域の中での読書活動の推進のためにボランティアの積極的な参加を促進することで、地域コミュニティにおける人的交流、高齢者等との世代間交流の場づくり、元気高齢者の読み聞かせ等の活動の支援等を進めていきます。また読書に関する講演会や研修会を行い、ボランティア意識の醸成を図り、かつその活動の場を提供していきます。

6. 本に接する機会の増進（団体貸出の積極的推進）

図書館の団体貸出サービスを充実させ、乳幼児・児童施設、地域文庫・団体等へ多くの本を積極的に貸し出し、地域の中で本に接する機会をより増やしていきます。

7. 親子で来館しやすい図書館づくり

親子で楽しめる図書館サービスを充実させて本に親しんでもらうとともに、ブックスタート事業等家庭での読書活動の啓発や、保護者や地域の方々等が気軽に参加できる読書推進事業の充実を図っていきます。またオムツ替えや授乳スペース等の確保、乳幼児コーナーの充実等、保護者が乳幼児と一緒に来館しやすい環境作りに努めます。

8. ボランティア、PTA等地域住民との協働による読書活動の推進

ボランティア、PTA等との協働による読み聞かせ、地域文庫、図書館運営への企画参加等の読書活動事業を進めることで、地域ぐるみの子ども読書活動を推進するよう努めます。また、それらの団体等の読書推進活動を積極的に支援していきます。

9. 子どものためのホームページの作成及びインターネットを使った情報提供と読書推進

乳幼児、小学生を対象にした子どものためのホームページを作成し、インターネットにより学校や家庭、施設等に推薦図書、図書館新刊本等の情報を提供しま

す。また子どもがホームページ運営の一部に参加することで生の声を反映させるとともに、読書活動の大切さを認識し、関心を高める場を作っていきます。

10. 中高校生のボランティア体験と育成

乳幼児・児童等への読み聞かせや人形劇等の読書推進事業、その他の図書館事業等へ、中高校生世代のボランティア活動体験の受け入れの促進を図るとともに、その世代が読書活動の大切さを直に認識し、関心を高める場を作っていきます。

11. 中高校生向け図書の充実

中高校生の期間は、進学や就職という進路を決定する時期であり、かつ子どもから大人への大切な移行時期であることから、知性や感性を更に向上させそれを支援する必要があります。そこで中高校生のために、古今東西の文学の名作をはじめ、青少年の生活全般、心の問題、進学、就職等、中高校生の実情やニーズに合わせた図書の整備・充実を図っていきます。

12. 中高校生による図書情報ホームページの作成と運営

中高校生のためのホームページを作成し、推薦図書、図書館新刊本等中高校生への図書情報をインターネットにより提供します。また中高校生が自主的に運営することでその生の声を反映させるとともに読書活動の大切さを認識し、関心を高める場を作っていきます。

13. 障害等のある子どものための読書活動への支援

障害等のある子どもが読書のきっかけを作ったり、読書活動をしやすくするために、布の絵本（※4）やさわる絵本（※5）、録音図書、特にマルチメディア・デージー図書（※6）等を充実させるとともに、図書館障害者サービスの充実に努めます。

※ 4 絵本でありながら遊具・教具の働きを兼ね備えたもので、材料に布地やフェルト、ひも、スナップ、ファスナー、マジックテープ、ボタンなどを用いて作る、立体的でパーツの取り外しや遊びが可能な絵本です。こうした材料を用いることにより、手で触って楽しむことが出来るだけでなく、はさむ・はめる・ひっぱる・あわせる・ほどこ・むすぶなどの日常動作を学習することができます。

※ 5 目の不自由な子ども（人）が手でふれることで理解できるように工夫された絵本。

※ 6 Digital Accessible Information SYstemの頭文字、DAISYを採ったもので、従来のカセットによる録音図書に代わるものとして、すでに点字図書館や民間ボランティア等で製作が行われています。デージーは1枚のCD-ROMに53時間の録音が可能で、さらに読みたい章や節、ページに瞬時に飛ぶことや、本でいえばしおりに当たるブックマークを8ヶ所まで記憶させておくこともできます。そのうち、マルチメディア・デージーとは、音声だけではなく、音声と同時にテキスト（文章）と画像が同期するもので、読者は音声を聞きながら画面上に表示され、ハイライトされたテキ

スト（文章）を同時に読むことができます。

14. 保育園、幼稚園等における読書活動の推進

0歳から就学前という、子どもの感性発達にとって大切な時期を過ごす保育園、幼稚園等において、読み聞かせや図書の充実、図書館サービスの利用等を図ることで、就学前の子どもが本や物語等に親しむきっかけを作るとともに、その読書活動の推進を図ります。

15. 児童館における読書活動の推進

児童厚生施設である児童館において、子どもの情緒を豊かにするよう読書活動を推進するとともに、特に同施設における中・高校生の「居場所づくり」の環境整備の一環として、図書館等を通じて適切な図書資料を提供し、かつ読書活動を推進するよう努めます。

16. 子育て相談センターにおける読書活動の推進

子育てにおいて、子どもとの暖かい関係を築くために保護者等がたくさんの絵本を子どもに読み聞かせてあげたり、保護者等も子育てに関する適切な情報を多く得て、地域の中で安心して子育てを行える環境が必要です。そこで、子育てに関する相談や事業を行う子育て相談センターにおいて、図書館サービス等の利用を促進したり、保護者等への読書啓発等を行うことで、子育てにおける絵本の読み聞かせの重要性を啓発するとともに、子育てに関する図書資料を提供していきます。

第2 学 校

学校においては、幼稚園・小・中・高等学校といったそれぞれの段階に応じて、子どもが自主的に読書に親しめるよう、読書の楽しさを体験し、実感し、生涯にわたって読書を継続していく習慣を身につける基礎づくりをすることが重要です。そのために、学校の取組を支援するため区立図書館や他の関係機関が連携し協力して読書活動を推進することにより、人格形成や学力向上に資するための環境整備に努めることが大切です。

17. 各学校等による特色ある読書活動の推進

朝の読書活動、ブックトーク、読書月間等、各学校がそれぞれの状況に応じて特色ある読書活動を計画的に行い、その推進を図ることで、子どもが自ら読書に親しむ意欲や姿勢を養っていきます。

18. 学校図書館の充実

学校図書館は、子どもの多種多様にわたる興味や関心を充足させ、知的な刺激を与える場であるとともに、調べ学習等を支える情報提供の場でもあります。その観点から、学校図書館の図書資料を充実させ、児童等が多くの魅力ある図書と出会えるように努めます。また子どもの読書活動の支援に強い意欲を持ち図書館業務に対応できる人材を育成し、活用して、学校活動における図書館利用の充実に努めます。

19. 調べ学習用図書等の充実

小中学校等の学習をより深めるため、かつ子どもの自主的、自発的な学習を支援するため、学校図書館、区立図書館における調べ学習用図書の種類及び質の充実を図ります。また、総合的な学習の時間における図書館等の利用推進、図書情報の提供及び支援を図ります。

20. 学校における図書館サービスの活用

学校、区立図書館、その他の所蔵図書を相互に利用できるようにしたり、インターネットを利用して、図書館図書の学校等への団体貸出等に関して事務の簡素化を図ります。さらに、インターネットにより図書館の新刊、蔵書、推薦図書等の情報を共有化し、資料に関する図書館のレファレンス（※7）を積極的に活用し

ていきます。

※ 7 必要な資料や情報を必要な人に、的確に案内するサービス。

21. 小中学生・高校生の職場体験学習の推進

小中学生や高校生等の区立図書館等への職場・職業体験学習を推進し、読書活動の大切さを認識したり感心を高めるきっかけを作っていきます。

22. 養護学校・心身障害学級等における読書活動の推進

区内の養護学校・心身障害学級等において、図書館の団体貸出やおはなし会、ブックトーク、布の絵本の普及等を活用し、読書活動のきっかけ作り及びその推進を図っていきます。

23. 休み期間中等の学校図書館の開放の推進

学校休業中等に学校図書館を児童・生徒や地域に開放し、読書活動の利便性を向上させるよう努めます。またその読書活動の推進に地域のボランティアを活用することで、地域交流の場を作っていきます。

24. 教員と子ども、図書館、関係機関との相互交流と情報交換の推進

子どもの読書活動等について、区小・中学校教育研究会をはじめとする教員と図書館員、関係機関の職員とが相互に交流し、情報を交換することで、子どもにとって最良の読書活動を推進するよう努めます。また図書委員等の子どもが図書館員、関係機関の職員等との交流を行うことなどで、より多くの子どもが図書館や読書について考えを深められるよう支援していきます。

25. 外部人材の活用とその支援

学校における読書活動の推進について、例えば民間企業やボランティア等ノウハウと意欲を持った人材が活動できるようにしていきます。また、多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの方々の協力を得ていくよう、努めていきます。

第3 施設・設備の充実

子どもの読書活動を積極的に推進するため、区立図書館、学校図書館、乳幼児・児童施設等のより適切な運営や読書活動を促進するための環境整備に努め、設備、情報ネットワークを充実させる必要があります。

26. 図書資料の充実

図書館・図書室、学校、保育園、幼稚園、児童館等の各施設において、乳幼児・児童を対象にした図書や青少年を対象とした図書、保護者を対象にした図書等、子どもの読書推進に適した図書資料の充実を図っていきます。

27. 情報ネットワークの充実

図書情報ネットワークを構築し、学校や児童館等と区立図書館の図書データを共有化することで、インターネットによる図書検索、貸出、レファレンス等が施設間で簡易に行えるシステムを作ります。またそれらの施設間における図書配送システムの拡充を進めます。

28. 郷土資料サービスの充実

図書館等の郷土資料を整備し、デジタルベース化することで、インターネットにより子ども等が容易に閲覧でき、いつでもどこでも情報を得られるようにし、地域や資料についての興味を育て、調べ学習等の際に学習がしやすいようにしていきます。

第4 関係機関等の連携

子どもの読書活動をよりよいものにしていくためには、それを担う学校、区立図書館、その他関係機関等が十分に連携をして、豊かな読書環境を作り出し、活動を推進していくことが大切です。

29. 読書活動事業関係機関相互の連携強化

学校や乳幼児・児童関係施設、区立図書館、その他の関係機関が情報を交換したり交流をしたりしながら相互の連携を強化し、読書推進に関するサービスの向上に努めます。(第2-24 再掲)

30. 乳幼児から高校生までの、一貫した読書推進

学校や乳幼児・児童関係施設、区立図書館、その他の関係機関が連携することで、地域の中にいる乳幼児から高校生まで、各世代にあった読書情報やサービスを提供するとともに、区内の子どもに対する一貫した読書推進事業を展開します。

31. 図書館員・ボランティア等による学校・施設訪問の充実

学校や乳幼児・児童関係施設等で行われる読書の時間、ブックトーク、お話会等に図書館員やボランティアが連携・協力し、読書活動の充実を図ります。

第5 広報・啓発等

子どもの読書活動の楽しさや大切さについて、区民等、特に子どもや保護者、関係機関に、読書に関するきめ細かい情報や活動についての情報を提供し、読書活動推進の意識啓発を図ります。

32. 図書館ホームページの充実

乳幼児、小学生、中高校生を対象にした子どものためのホームページを作成し、推薦図書、図書館新刊本等の情報をインターネットにより提供します。

(第1－9、第1－12 再掲)

33. 推薦図書情報の作成・配布

インターネットや情報紙等により、それぞれの子どもの年齢にあった推薦図書などの的確な読書情報を提供していきます。

34. 一日図書館員等体験事業の推進

小学生の一日図書館員等の体験事業により、読書推進事業へのボランティア意識をはじめ、読書活動に対する理解を醸成し、PRしていきます。

35. 「子ども読書の日」の啓発

4月23日の「子ども読書の日」に合わせ、読書活動の啓発推進を行います。

36. 「すみだ 家庭の日」における読書活動推進

「すみだ 家庭の日」(※8)に合わせ、家庭における読書の大切さを啓発する事業を推進します。

※ 8 地域や家庭などの中で「やさしさ」や「おもいやり」をもった温もりのある「心」を育み、やさしいまち・すみだづくりを進めるため、区では、平成16年7月から毎月25日を「すみだ 家庭の日」と定めています。

37. 小中学校教員向け「図書館利用案内」の配布

小中学生の図書利用を促進したり、調べ学習等の授業を支援するための利用案内を作成し、区立小中学校の教員に配布します。

38. 民間との協力

区が区内の書店や民間の団体と協力し、例えば共同キャンペーンの展開や読書推進のためのブックフェア、書店における児童書の販売促進等を行うことで、子どもや保護者が本と親しめる機会を作ります。

墨田区子ども読書活動推進計画 計画事業一覧

計 画		内 容	関係所管
家庭・地域等	1. 家庭における読書活動の支援	① 絵本の紹介に加え子育てにおける絵本の読み聞かせの重要性の啓発等(「おひざでえほん」、ブックスタート事業の充実) ② 地域文庫・家庭文庫における児童図書等の充実	図書館・コミュニティ会館、保健センター、子育て支援課、厚生・児童課
	2. 保護者等への意識啓発	① 保護者等への読書の推進と啓発、読書活動相談の充実	図書館・コミュニティ会館、指導室、子育て支援課、厚生・児童課
	3. 読書のきっかけづくり事業の推進	① お話会、ブックトーク、人形劇・工作会等の積極的な開催	図書館・コミュニティ会館、子育て支援課、厚生・児童課
	4. 児童図書等の再利用の推進	① リサイクルブック市の充実と有効活用 ② 児童図書等の寄贈をしやすい仕組みづくり	図書館・コミュニティ会館
	5. 地域人材の育成	① ボランティアの積極的参加促進、世代間交流、地域コミュニティの場づくり、講演会・研修会の実施	図書館・コミュニティ会館、生涯学習課
	6. 本に接する機会の増進	① 乳幼児・児童施設、地域団体等への団体貸出の積極的な推進	図書館・コミュニティ会館
	7. 親子で来館しやすい図書館づくり	① 親子等が気軽に参加できる読書推進事業の充実 ② オムツ替えスペースの確保等保護者が乳幼児と一緒に来館しやすい環境作り	図書館・コミュニティ会館
	8. ボランティア、PTA等地域住民との協働による読書活動の推進	① 読み聞かせ活動、地域子ども文庫、図書館運営への企画参加等地域ぐるみの子ども読書活動の推進、読書推進活動団体への支援	図書館・コミュニティ会館、指導室、子育て支援課、厚生・児童課、生涯学習課
	9. 子どものためのホームページの作成及びインターネットを使った情報提供と読書推進	① インターネットによる推薦図書、図書館新刊本等の情報提供と利便性の向上 ② 子どもの運営参加による読書活動への関心の向上	◎ 図書館
	10. 中高校生のボランティア体験と育成	① 読み聞かせ、人形劇等の読書推進事業への参加、読書活動への関心の向上	◎ 図書館・コミュニティ会館、指導室、子育て支援課、厚生・児童課
	11. 中高校生向け図書の充実	① 中高校生の実情に合わせたサービスの充実(名作、生活全般、心の問題他)	図書館・コミュニティ会館

墨田区子ども読書活動推進計画 計画事業一覧

計 画		内 容	関係所管
家庭・地域等	12. 中高校生による図書情報ホームページの作成と運営	① インターネットによる図書情報提供と利便性の向上	◎ 図書館
		② ホームページの自主的運営による自発的な読書意識の育成	
	13. 障害等のある子どものための読書活動への支援	① 布の絵本やさわる絵本、録音図書、マルチメディア・デージー図書などやサービスの充実	図書館・コミュニティ会館
	14. 保育園、幼稚園等における読書活動の推進	① 読み聞かせ、図書の充実、図書館サービスの利用促進等乳幼児期からの読書機会の増加	図書館・コミュニティ会館、子育て支援課、厚生・児童課
	15. 児童館における読書活動の推進	① 子どもの情緒を豊かにする読書活動の推進、特に中高校生の読書活動の推進	図書館・コミュニティ会館、厚生・児童課
	16. 子育て相談センターにおける読書活動の推進	① 図書館サービスの利用促進、保護者等への読書啓発、子育てに関する図書資料の提供	◎ 図書館・コミュニティ会館、子育て支援課
学 校	17. 各学校等による特色ある読書活動の推進	① 朝の読書活動、ブックトーク、読書月間等の充実	指導室
	18. 学校図書館の充実	① 図書資料の充実	指導室、学務課
		② 学校活動における図書利用の充実	
	19. 調べ学習用図書等の充実	① 図書館、学校図書館等における調べ学習用図書の種類及び質の充実	図書館・コミュニティ会館、指導室、学務課
		② 総合的な学習の時間における図書館等の利用推進、図書情報の提供及び支援	
	20. 学校における図書館サービスの活用	① インターネットを利用した、学校等への図書館図書の団体貸出等に関する事務の簡素化	図書館・コミュニティ会館、指導室、子育て支援課、厚生・児童課
		② インターネット等による新刊、蔵書、推薦図書等の情報の共有化、レファレンス対応	
	21. 小中学生・高校生の職場体験学習の推進	① 図書館等への体験学習による読書活動への理解の向上	図書館・コミュニティ会館、指導室

※◎は新規事業

墨田区子ども読書活動推進計画 計画事業一覧

計 画		内 容	関係所管
学 校	22. 養護学校・心身障害学級等における読書活動の推進	① 図書館図書の団体貸出、おはなし会、ブックトーク、布の絵本の普及、図書利用の拡充	図書館・コミュニティ会館、指導室
	23. 休み期間中等の学校図書館の開放の推進	① 学校図書館の地域開放、地域ボランティアの活用	◎ 指導室、図書館・コミュニティ会館
	24. 教員と子ども、図書館、関係機関との相互協力と情報交換の推進	① 読書活動に関する、教員と図書館員、関係機関との情報の共有化、子ども読書活動の質の向上	指導室、図書館・コミュニティ会館、生涯学習課、学務課、保健センター、子育て支援課、厚生・児童課
		② 図書委員等の子どもと図書館員等との交流と読書活動の支援	
	25. 外部人材の活用とその支援	① 学校等の読書活動における地域の社会人、ボランティアの活用と支援	◎ 指導室、図書館・コミュニティ会館
施設・設備の充実	26. 図書資料の充実	① 図書館、学校、保育園、幼稚園、児童館等における乳幼児・児童対象、ヤングアダルト、子育て等の図書資料の充実	図書館・コミュニティ会館、指導室、子育て支援課、厚生・児童課
	27. 情報ネットワークの充実	① 学校、図書館その他の施設の図書データの共有化、検索システムの構築	◎ 図書館・コミュニティ会館、指導室、子育て支援課、厚生・児童課
		② インターネットによる図書検索、貸出、レファレンス等システムの構築及び図書配送システムの充実	
	28. 郷土資料サービスの充実	① 郷土資料の整備及びデジタルベース化、インターネット等による郷土資料情報の提供	◎ 図書館、指導室、生涯学習課
関係機関の連携	29. 読書活動事業関係機関相互の連携強化	① 関係機関職員等との情報交換及び人的交流等相互の連携強化	◎ 図書館・コミュニティ会館、指導室、子育て支援課、厚生・児童課
	30. 乳幼児から高校生までの、一貫した読書推進	① 関係機関の連携による、乳幼児から高校生まで各世代に適した読書推進の展開	◎ 図書館・コミュニティ会館、指導室、保健センター、子育て支援課、厚生・児童課
	31. 図書館員・ボランティア等による学校・施設訪問の充実	① 読書の時間、ブックトーク、お話し会等の充実	図書館・コミュニティ会館、指導室

※◎は新規事業

墨田区子ども読書活動推進計画 計画事業一覧

計 画		内 容		関係所管
広 報 ・ 啓 発 等	32. 図書館ホームページの充実	① 子どもや関係機関のニーズに適したホームページの作成、充実		図書館
	33. 推薦図書情報の作成・配布	① それぞれの年齢にあった読書情報の提供		図書館・コミュニティ会館、指導室
	34. 1日図書館員等体験事業の推進	① 小学生の読書推進事業へのボランティア意識、図書サービスへの理解の醸成、PR活動		図書館・コミュニティ会館
	35. 「子ども読書の日」の啓発	① 4月23日の「子ども読書の日」に合わせた読書活動の啓発推進		図書館・コミュニティ会館
	36. 「すみだ 家庭の日」における読書活動推進	① 「すみだ 家庭の日」に合わせた、家庭における読書活動の啓発推進	◎	図書館・コミュニティ会館、自治振興・女性課
	37. 小中学校教員向け「図書館利用案内」の配布	① 小中学生の図書利用の促進及び調べ学習支援のための利用案内の配布		図書館・コミュニティ会館、指導室
	38. 民間との協力	① 区と区内書店、民間団体との協力による読書機会の創出	◎	図書館・コミュニティ会館

※◎は新規事業

資料編

1. 読書数について

(「第49回読書調査」平成15年5月：全国学校図書館協議会・毎日新聞 より)

図1 平均読書冊数



図2 不読者数 (=1ヶ月に一冊も本を読まなかった人の数)



図3 墨田区内における児童書及び絵本の貸出冊数の伸び

(平成16年11月 墨田区立図書館調べ)

図書館(室)名	区分	貸出冊数(外国語図書を除く)			対前年比	
		13年度	14年度	15年度	14年度	15年度
あずま	絵本	22,410	26,121	33,006	1.17	1.26
	児童書全体	58,427	65,722	77,675	1.12	1.18
立花	絵本	6,302	6,380	6,789	1.01	1.06
	児童書全体	21,937	21,718	21,786	0.99	1.00
八広	絵本	15,735	18,215	19,256	1.16	1.06
	児童書全体	39,630	43,504	43,871	1.10	1.01
寺島	絵本	13,019	13,694	15,494	1.05	1.13
	児童書全体	31,784	38,175	39,396	1.20	1.03
緑	絵本	26,216	27,249	31,556	1.04	1.16
	児童書全体	65,643	72,735	84,333	1.11	1.16
東駒形	絵本	9,661	10,953	12,677	1.13	1.16
	児童書全体	29,556	34,278	35,412	1.16	1.03
梅若橋	絵本	9,196	9,273	9,491	1.01	1.02
	児童書全体	58,427	65,722	77,675	1.12	1.18
横川	絵本	16,734	18,958	17,873	1.13	0.94
	児童書全体	42,695	47,169	48,222	1.10	1.02
合計	絵本	119,273	130,843	146,142	1.10	1.12
	児童書全体	348,099	389,023	428,370	1.12	1.10
(参考)	全資料	1,412,404	1,488,608	1,561,525	1.05	1.05

2. 墨田区内の教育施設・児童施設等における読書活動

(平成 16 年 7 月 墨田区立図書館調べ)

()内数字は学校施設数	教育施設					児童厚生施設等			合 計
	区立 小学校(28)	区立 中学校(12)	私立 中学校(2)	区立 幼稚園(7)	私立 幼稚園(9)	区立 保育園(27)	私立 保育園(12)	区内 児童館等(12)	
回答数	28	12	2	7	9	27	12	12	109
学校図書館の利用形態									
校外施設へ貸出し	20	10	1	5	4	7	7	12	66
校内施設内閲覧のみ	8	2	1	2	1	16	4	0	34
蔵書数									
総数	218,784	81,838	83,600	16,730	2,170	6,739	7,555	55,121	472,537
1校あたりの蔵書数 (総数/施設数)	7,814	6,820	41,800	2,390	241	250	630	4,593	4,335
読書推進等事業の有無									
はい	24	10	1	7	6	14	8	12	82
いいえ	4	2	1	0	3	13	4	0	27
読書推進等事業の内容(複数回答)									
読み聞かせお話し会 (学校施設)	8			1	5	5	5	12	36
読み聞かせお話し会 (保護者)	7			7	2	1		0	17
読み聞かせお話し会 (ボランティア等)	4					1		3	8
ブックトーク(図書館員)	6								6
ブックトーク(学校)		2							2
朝読書	11	2	1						14
読書の時間	1	2							3
読書週間・月間	3	1							4
読書案内		3				5	4	6	18
図書委員活動(本紹介等)	3	2	1						6
読書集会	2								2
学校図書館開放(休業中等)	2	1			1				4
読書感想文コンクール出品		1							1
図書館受業		1							1
図書館事業参加							2		2
事業実施率％ (事業実施施設数/施設数)	86	83	50	100	67	52	67	100	75

※児童館等には社会福祉会館、さらけコミュニティセンターを含む

図4 閲覧方法(全体)

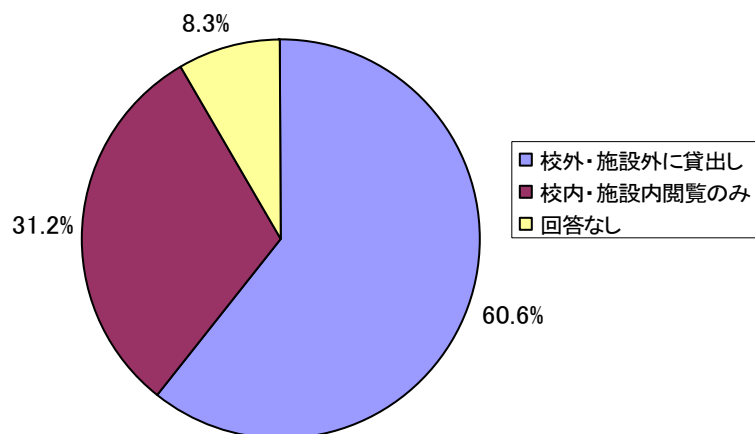


図5 施設別蔵書数割合

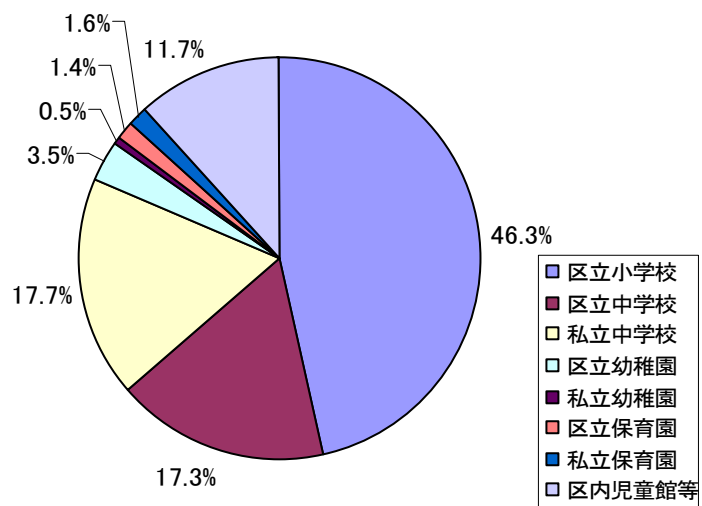


図6 読書推進活動実施の有無(全体)

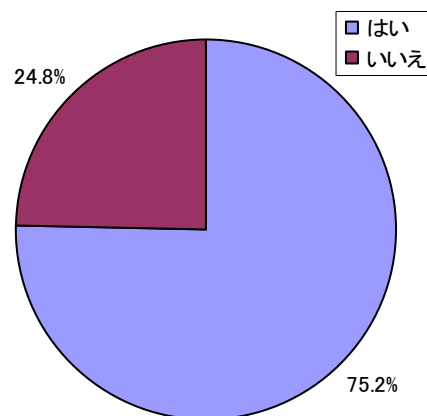


図7 事業内容件数(全体)

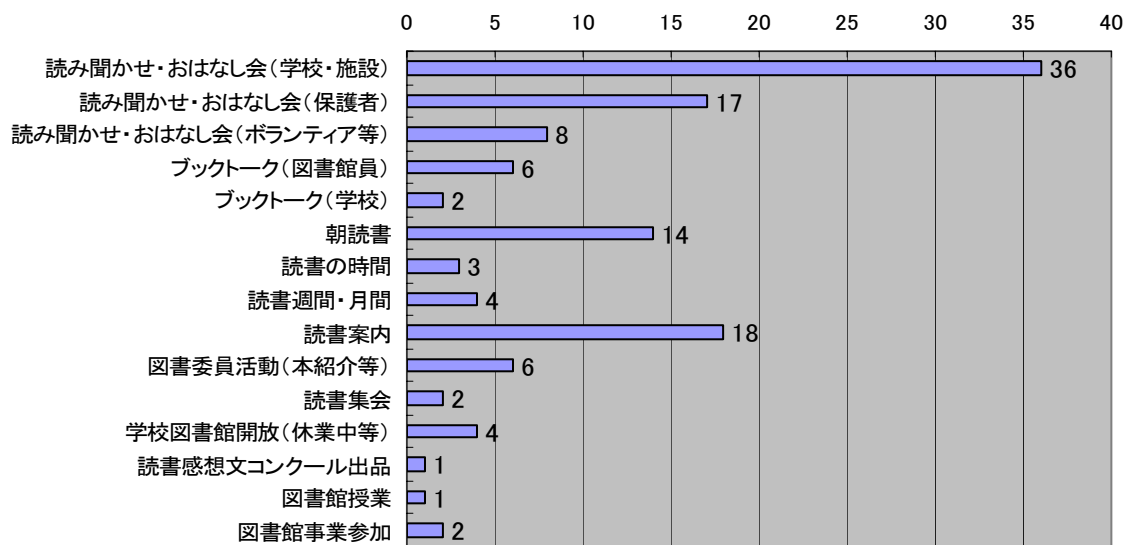
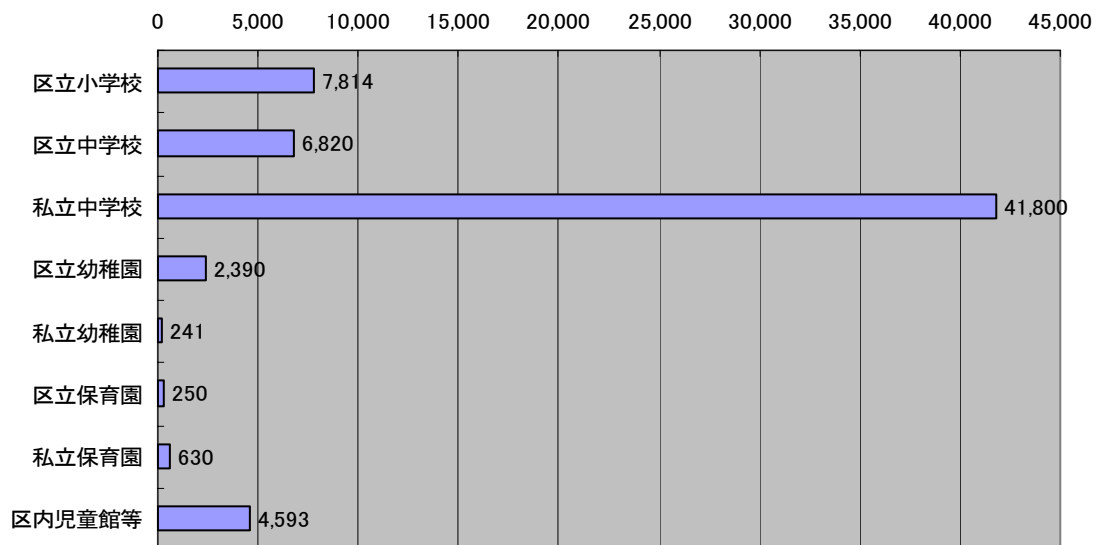


図8 施設別一校(施設)あたりの蔵書数(冊数)



3. その他

図9 23区児童書蔵書数(千冊)

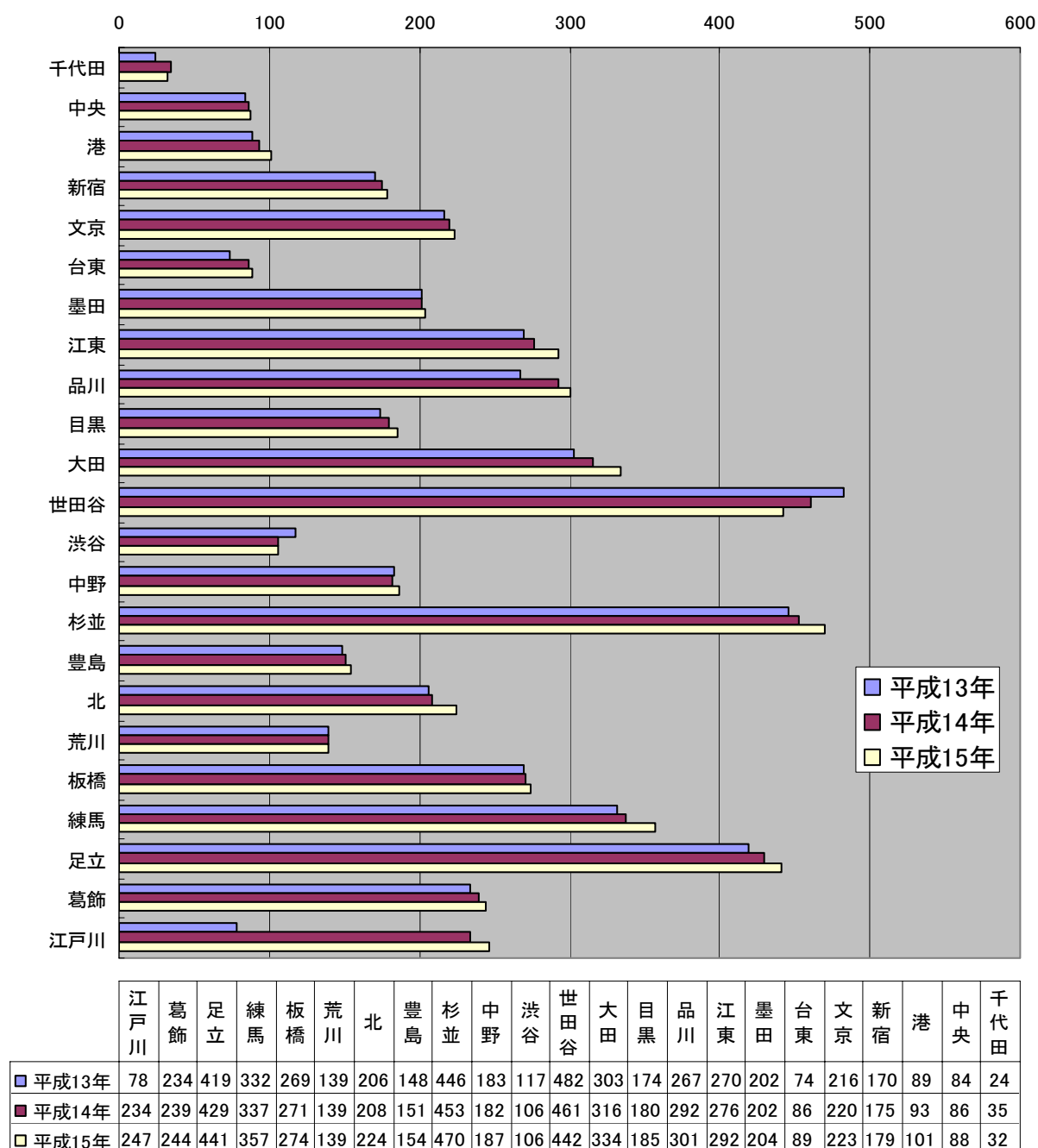
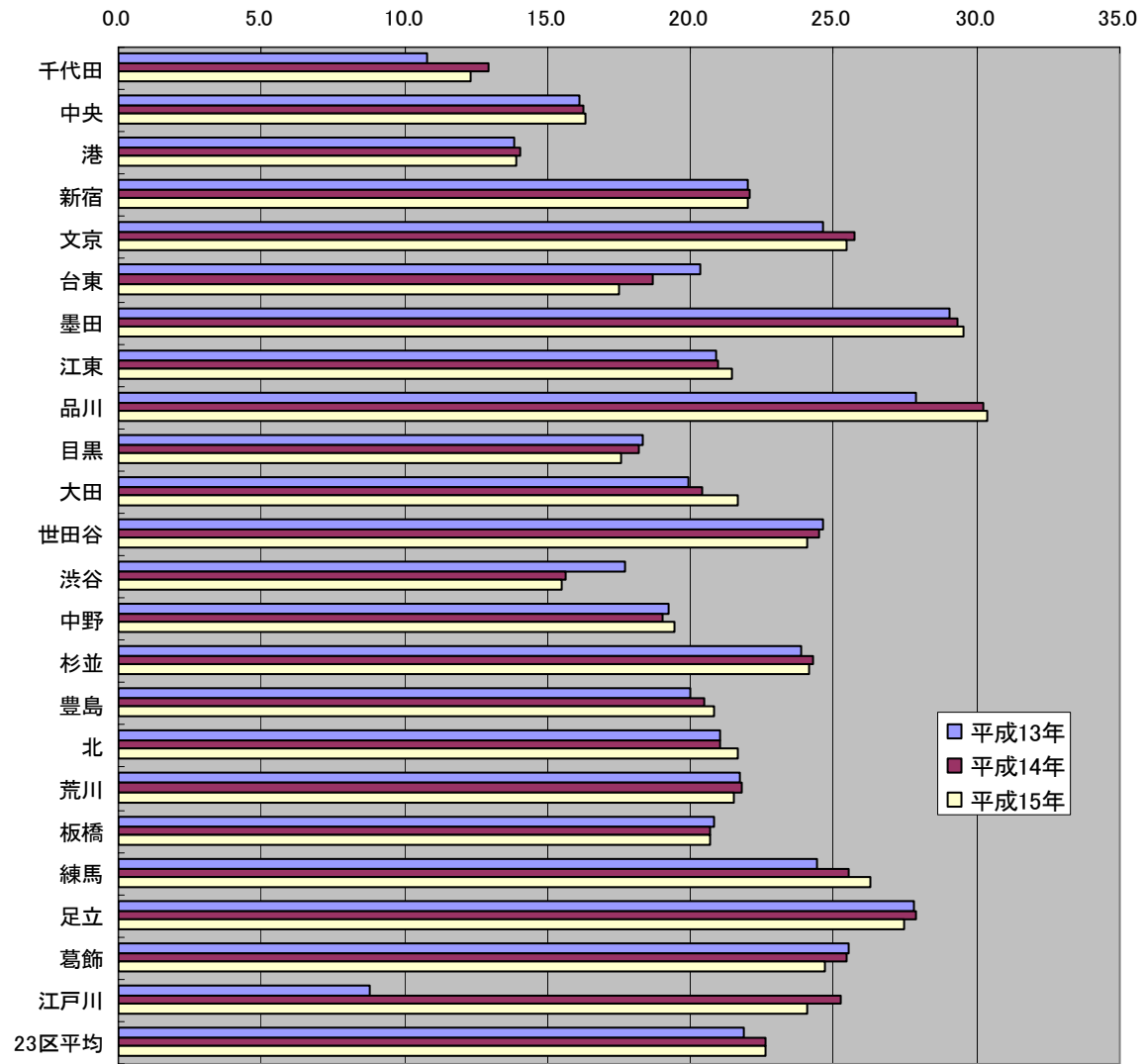


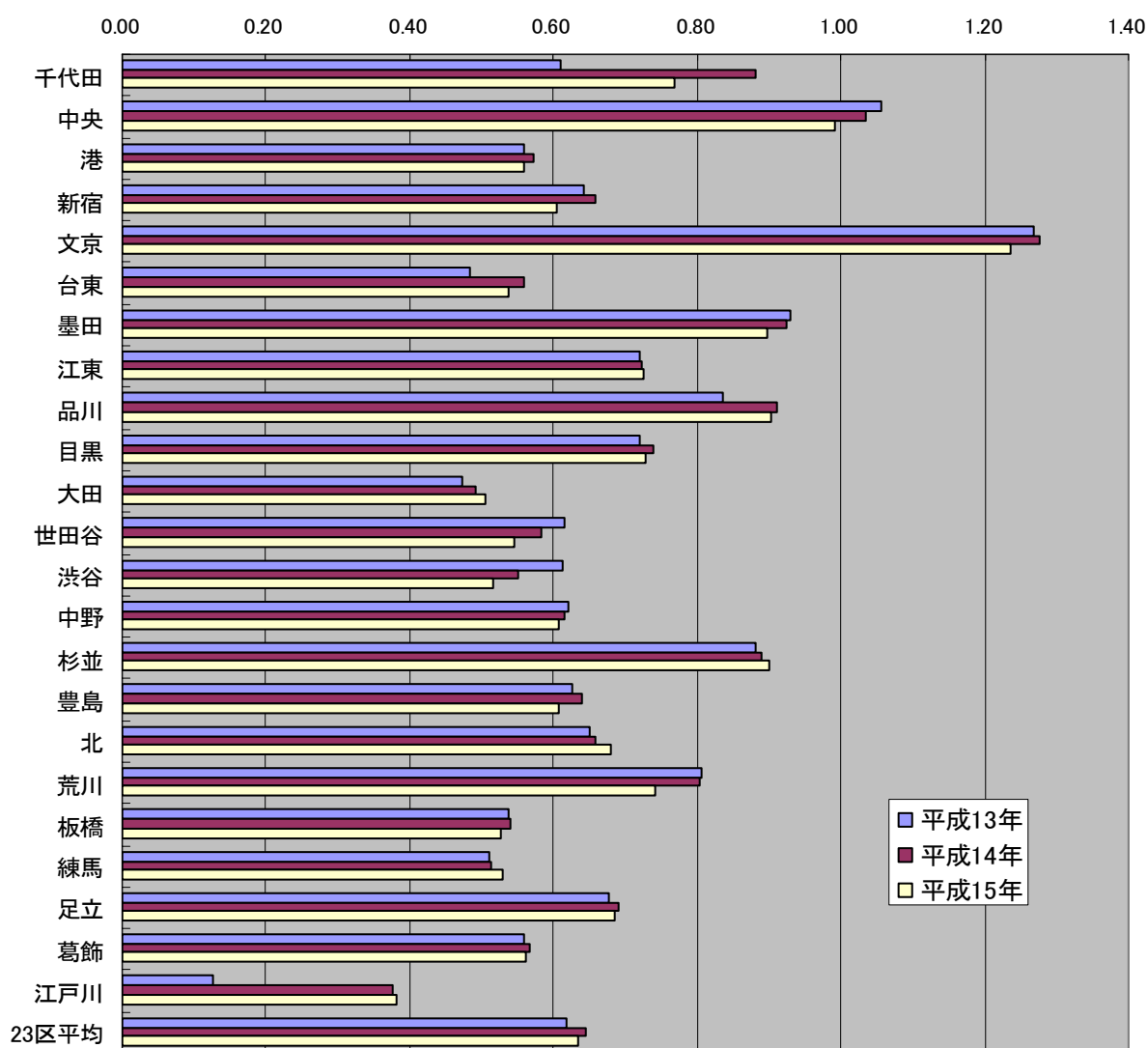
図10 23区児童書率(%)



	23 区 平	江 戸 川	葛 飾	足 立	練 馬	板 橋	荒 川	北	豊 島	杉 並	中 野	渋谷	世 田 谷	大 田	目 黒	品 川	江 東	墨 田	台 東	文 京	新 宿	港	中 央	千 代 田
■ 平成13年	21.8	8.8	25.5	27.8	24.4	20.8	21.8	21.0	20.0	23.9	19.2	17.7	24.6	19.9	18.4	27.9	20.9	29.1	20.3	24.6	22.0	13.9	16.1	10.8
■ 平成14年	22.6	25.3	25.5	27.9	25.5	20.7	21.8	21.0	20.5	24.3	19.0	15.7	24.5	20.4	18.2	30.3	20.9	29.3	18.7	25.7	22.0	14.0	16.3	13.0
□ 平成15年	22.6	24.1	24.7	27.5	26.3	20.6	21.5	21.7	20.8	24.1	19.4	15.5	24.1	21.6	17.6	30.3	21.4	29.6	17.5	25.5	22.0	13.9	16.4	12.3

※児童書率＝蔵書全体における児童書の割合（％）

図11 23区人口1人当たりの児童書数(冊)



	23 区平	江戸 川	葛 飾	足 立	練 馬	板 橋	荒 川	北	豊 島	杉 並	中 野	渋谷	世 田 谷	大 田	目 黒	品 川	江 東	墨 田	台東	文 京	新宿	港	中央	千 代 田
平成13年	0.62	0.13	0.56	0.68	0.51	0.54	0.81	0.65	0.63	0.88	0.62	0.61	0.61	0.47	0.72	0.84	0.72	0.93	0.48	1.27	0.64	0.56	1.06	0.61
平成14年	0.64	0.38	0.57	0.69	0.51	0.54	0.80	0.66	0.64	0.89	0.61	0.55	0.58	0.49	0.74	0.91	0.72	0.92	0.56	1.28	0.66	0.57	1.03	0.88
平成15年	0.63	0.38	0.56	0.69	0.53	0.53	0.74	0.68	0.61	0.90	0.61	0.52	0.55	0.50	0.73	0.90	0.73	0.90	0.54	1.24	0.60	0.56	0.99	0.77

図 12-1 区民施設満足度 (第 18 回墨田区住民意識調査 平成 16 年 墨田区 より)

問 7 区の施設で提供されているサービス（あるいは施設そのもの）について、あなたは満足していますか。また、どのくらい重要（大切）だと思いますか。

図 3-3-1

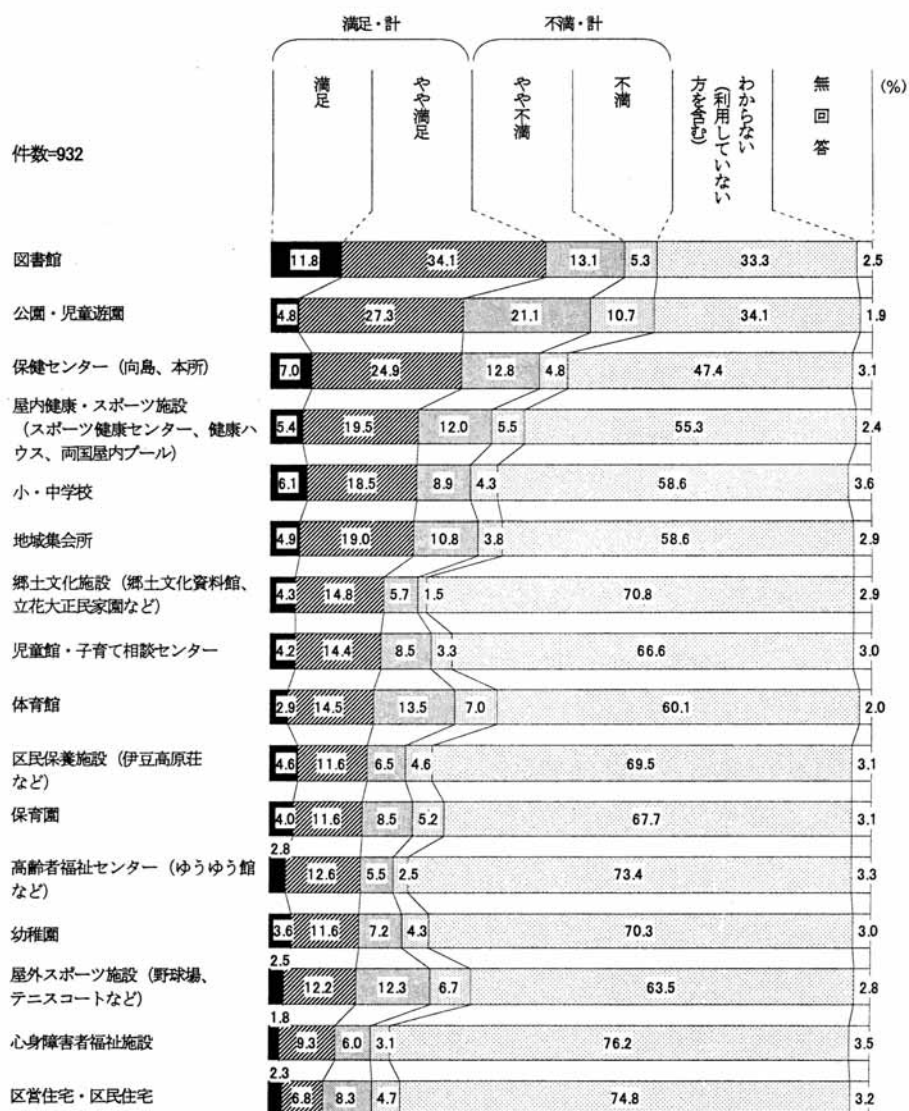
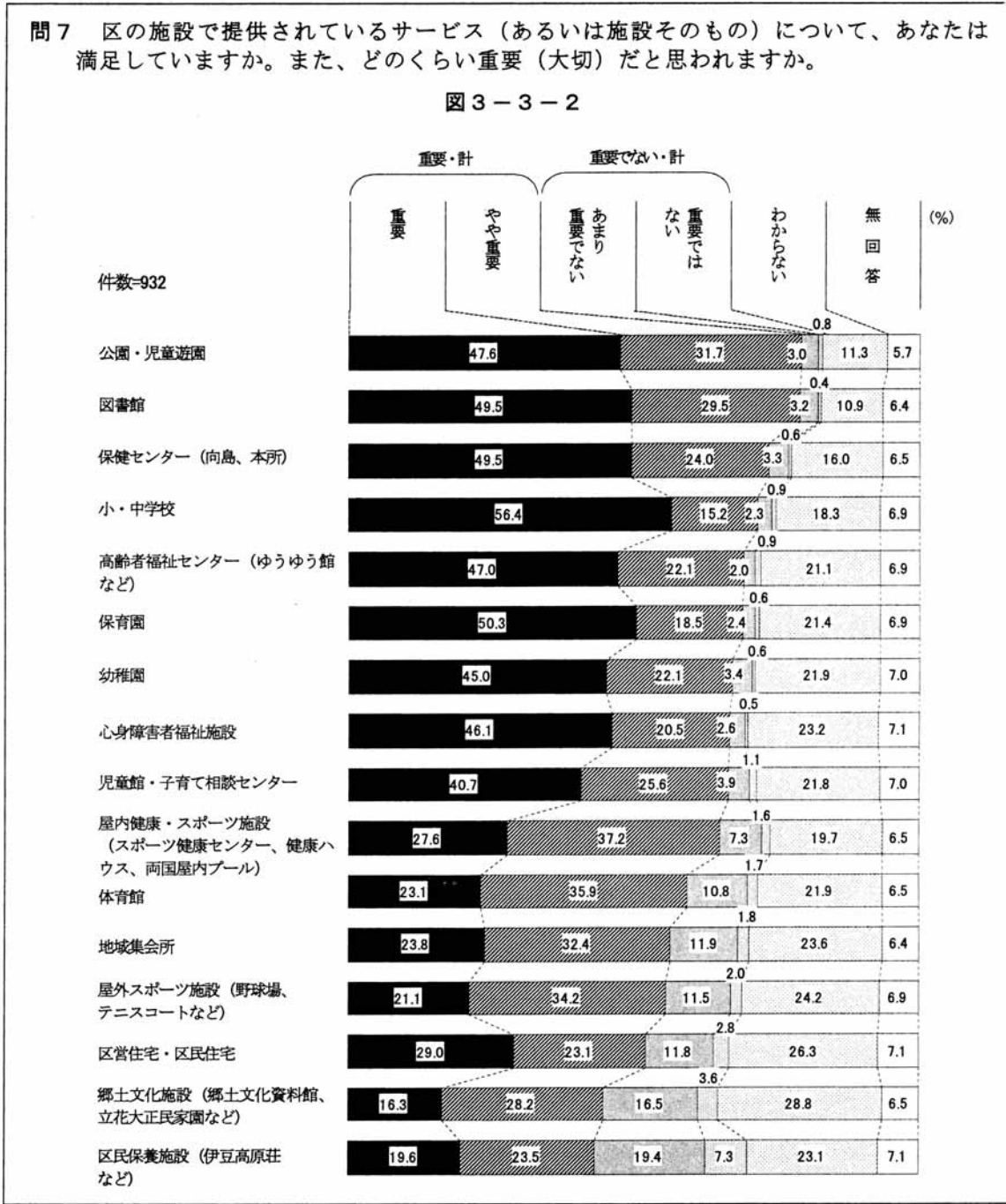


図 12-2 区民施設重要度（第 18 回墨田区住民意識調査 平成 16 年 墨田区 より）



●図書館の満足度が高く、「公園・児童遊園」、「図書館」などの重要度が高い

区の施設を 16 施設あげ、それぞれの満足度と重要度を 5 段階評価で調査したところ、「満足」と「やや満足」を合わせた数値は、「図書館」が 45.9%で最も高かった（前回調査より 9.9%増）。

また、「重要」と「やや重要」を合わせた数値は、「公園・児童遊園」（79.3%）について「図書館」（79.0%）があげられた（前回調査より 10.0%増）。

図 13-1 区民施設満足度 (第 17 回墨田区住民意識調査 平成 14 年 墨田区 より)

問 7 次の区の施設で提供されているサービス（あるいは施設そのもの）についてあなたは満足していますか。また、どのくらい重要（大切）だと思いますか。各項目ごとに 6 段階で評価してください。

図 3-4-1

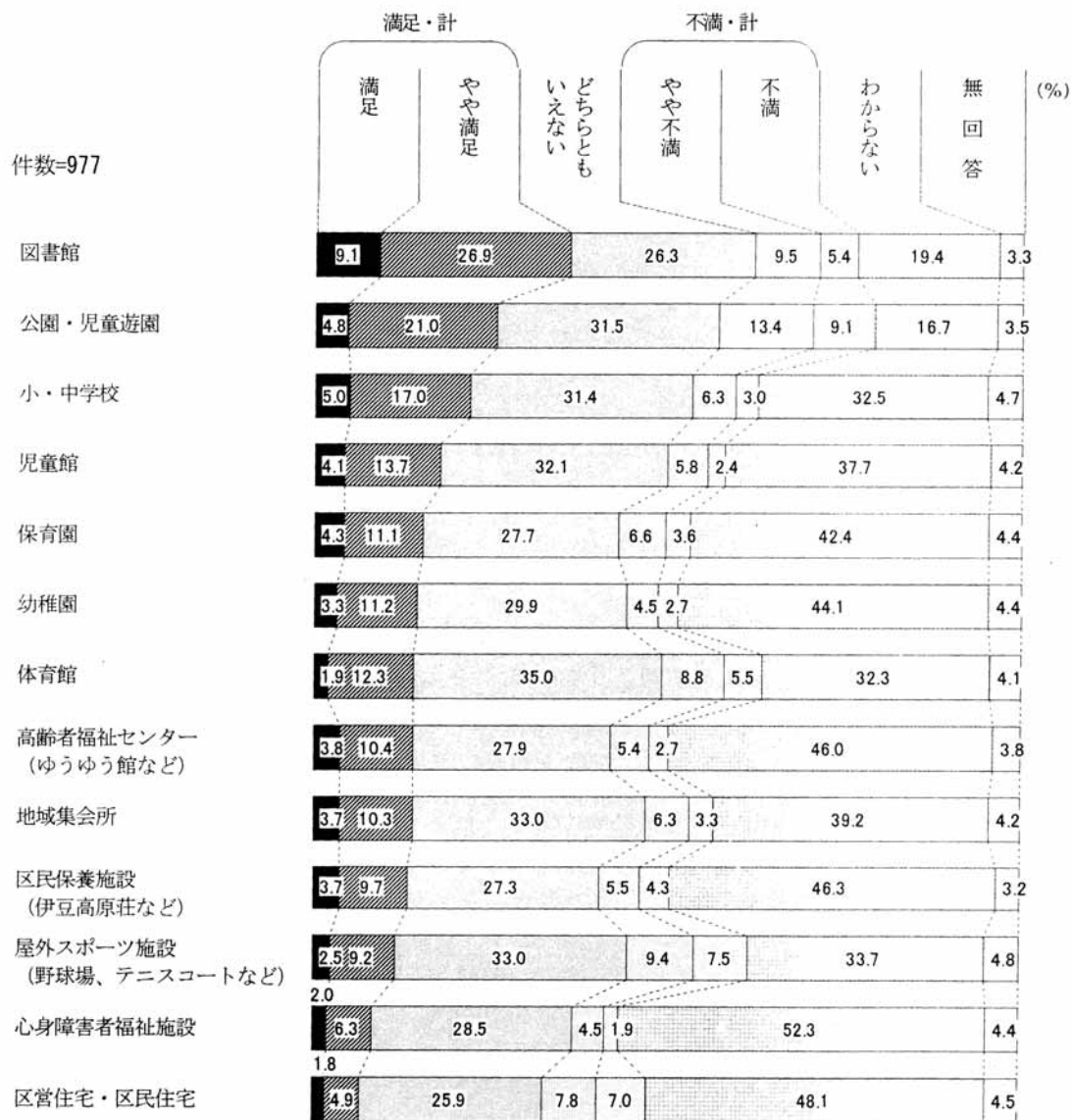


図 13-2 区民施設重要度（第 17 回墨田区住民意識調査 平成 14 年 墨田区 より）



- 満足度は「図書館」最も高く、重要度は「公園・児童遊園」、「図書館」の順で高い
- 区の施設を 13 施設あげ、それぞれの満足度と重要度を 5 段階評価で調査したところ、「満足」と「やや満足」を合わせた数値は、「図書館」が 36.0%で最も高かった。
- また、「重要」と「やや重要」を合わせた数値は、「公園・児童遊園」(74.7%)について「図書館」(69.0%)があげられた。

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

（目的）

第 一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第 二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第 三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第 五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第 六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第 七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第 八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第 九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第 十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第 十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

「墨田区子ども読書活動推進計画」 策定委員会名簿

1 策定委員会

No.	職 務 名	氏 名	備 考
1	教育委員会事務局次長	横山 信雄	委員長
2	企画・行革担当課長	岸本 佳巳	
3	自治振興・女性課長	林 恵子	
4	厚生・児童課長	高山 一郎	
5	子育て支援課長	清水 寛	
6	本所保健センター所長	辻 佳織	
7	学務課長	小暮 真人	
8	指導室長	生形 章	
9	生涯学習課長	後藤 隆宏	
10	あずま図書館長	池田 君子	副委員長

2 検討会

No.	所属及び職名	氏 名	備 考
1	あずま図書館長	池田 君子	検討会長
2	企画経営室企画・行革担当主査	伊藤 博之	
3	自治振興・女性課横川コミュニティ会館長	西村 輝美	
4	厚生・児童課厚生主査	小野坂明夫	
5	子育て支援課保育園運営主査	杉浦 敏子	
6	向島保健センター保健指導主事	藤元 純子	
7	学務課学校事務主査	白川美津子	
8	指導室指導主事	北島 陽彦	
9	生涯学習課生涯学習推進主査	吉岡 利夫	
10	あずま図書館次長	相澤 邦雄	

3 事務局

No.	所属及び職名	氏 名	備 考
1	あずま図書館次長	相澤 邦雄	
2	あずま図書館企画・調整担当主事	坂下 直樹	

「墨田区子ども読書活動推進計画」策定の過程と検討経過

① 計画策定過程

- ・ 6 月 他の自治体の策定状況等調査実施
- ・ 7 月 区内の学校・子ども関係施設の現況調査実施（蔵書数、読書推進事業等）

第 1 回委員会及び検討部会開催

計画策定の背景、現況等説明。図書館の子ども読書活動推進事業の説明

各課へ提案等依頼

- ・ 8 月 各課からの提案回収、とりまとめ →（仮称）墨田区子ども読書活動推進計画素案作成

- ・ 9 月 **第 2 回検討部会開催**

（仮称）墨田区子ども読書活動推進計画素案を検討

- ・ 10 月 第 2 回検討部会の検討結果に基づく素案の修正

- ・ 11 月 **第 2 回委員会及び第 3 回検討部会合同開催**

墨田区子ども読書活動推進計画案（素案修正版）を検討

- ・ 12 月 計画のまとめ

- ・ 2 月 計画策定

- ・ 3 月 議会報告

②策定委員会及び検討会の経過

第 1 回 策定委員会 及び 検討会	平成 16 年 7 月 28 日（金）	・ 策定の背景、基本的考え方、基本的取組みについての説明 ・ 各課へ提案等依頼（各課でできる、実施していきたい子ども読書活動推進事業、図書館等への要望等） ・ 意見交換
第 2 回 検討会	平成 16 年 9 月 9 日（木）	・ 計画素案についての説明 ・ 計画素案内容についての検討
第 2 回 策定委員会 及び 第 3 回 検討会	平成 16 年 11 月 25 日（木）	・ 現在の検討経過説明 ・ 計画素案（修正版）についての説明 ・ 計画素案（修正版）内容についての検討

